

クレオ大阪子育て館運営委員会座長である山縣さんに「子育てと男女共同参画」についてご寄稿いただきました。

親という存在と支援の意味

関西大学人間健康学部教授 山縣文治

I 親という存在

親とはいってどうのような存在なのでしょうか。私は、少なくとも以下のような存在だと考えています。

1. 子育て力を高めていく必要がある存在

妊娠、出産、母乳の生成までは、女性の身体的機能のなかにあらかじめ組み込まれています。では、「子育て」はどうでしょう。最初からある程度上手にできるように、身体のなかに組み込まれているのでしょうか。父親よりも母親のほうが上手にできるようになっているのでしょうか。おそらくそうではないと思います。みんなが学びながら上手になっていくのです。母、父、いずれの立場であろうと、このことは変わりません。

2. 家庭を切り盛りする主体という存在

家庭は、子どもの養育以外にも、収入の維持、家事、近所との付き合い、必要な社会サービスの利用の決定など、さまざまな機能を果たしながら成立しています。第一次産業を中心とした社会では、家族構成員が一体となってこれを遂行していましたが、第2次世界大戦前後から分業が進むようになりました。

3. かけがえのない一人の社会的存在

誰もがかけがえのない一人の人間です。家庭をもつたり、子育てをするようになります。それでも、それぞれのウエートは人によって違うとは言え、このことは変わりません。すなわち、どのような状況であっても、一人の人間としての時間、自分を大切にする時間も重要です。リフレッシュを目的としたサービスも家庭支援の一つであるということです。

4. 機能しなければ交代可能な存在

親は子どもにとって重要な存在です。しかしながら、さまざまな支援を行っても、その機能を果たすことが著しく不適切な状況になった場合、一時的あるいは恒久的に代替の保護者を確保することが必要になります。一時保護、社会的養護、養子縁組などのサービスです。生物次元の親を代わりにつくることはできませんが、社会次元あるいは心理次元の育ちにかかわる親を確保することは可能であるということです。子どもからみた場合、生物上の親だけが必要なのではなく、心理的にも社会的にもそれなりに「親機能」を果たす保護者がそれ以上に必要なのです。

II 親役割の不均衡

前節で示した「1.子育て力を高めていく必要がある存在」は、まさに「親」という存在の第一義的意味で、子育てをするということです。「2.家庭を切り盛りする主体」という存在は、家族の一員としての機能を遂行するということです。「3.かけがえのない一人の社会的存在」は、子どもとか家庭とは無関係に、親も一人の人間として価値をもつ存在であるということを意味しています。

高度経済成長期以降、女性が家事、育児と細かな近所づきあい、男性が収入の確保と地域の対応が典型的な分業となり、いかにもこれが日本の長年の文化であるかのような誤解さえ生じさせています。近年増加傾向にある離婚によるひとり親家庭の場合、「2.家庭を切り盛りする主体」という存在の機能が分業さえされず、一人の親の肩にのしかかってくることになります。

その後、男女が共に就労を希望するようになり、今や社会保障の維持のために、男女ともに政策として働くことが求められる状況になつても、このような分業意識に大きな変化はありません。その結果、とりわけ女性の場合、「2.家庭を切り盛りする主体」という存在の機能が肥大化してしまい、結果として「3.かけがえのない一人の社会的存在」の機能が圧迫されやすくなります。

III 親を支援するということ

親を支援するということは、この「1.子育て力を高めていく必要がある存在」～「3.かけがえのない一人の社会的存在」の状態を、24時間、365日の生活のなかでバランスよく維持できるようにすることです。このバランスが著しく崩れ、とりわけ「1.子育て力を高めていく必要がある存在」の機能を十分に果たすことができなくなったり、本人に任せておくことができなくなったときに、「子育て相談」や「専門機関」の機能を活用したり、保育所の利用など、「4.機能しなければ交代可能な存在」の機能が、日中一時的に活用されたり、ショートステイや社会的養護サービスなど、短期的あるいは長期的に代替されることになります。

親役割のバランスの喪失は、社会の変化のなかで起こったものであり、少子高齢社会の著しい伸展のなかで、さらに加速しています。いまや、喪失の要因は、個人や家庭の問題というよりも、社会的要因が強いといわざるをえません。一億総活躍社会は手立てを講じなければ、不均衡とりわけ、女性における不均衡を高める可能性があります。

これを少しでも緩和するには、社会自体の意識改革と実際的変革、さらには家庭内のバランスの改善が必要となります。



プロフィール

1954年生。大阪市立大学教授を経て、2012年から関西大学教授。専門は、子ども家庭福祉。著書に、「子ども家庭福祉論(ミネルヴァ書房 2016)」、「少子社会の子ども家庭福祉(放送大学出版協会 2015)」など。